

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文教課宗教法人・文化財担当
内線番号	4521

No.	項目	内容
①	処分名	宗教法人の任意解散の認証
②	法令名	宗教法人法
③	法令番号	昭和26年法律第126号
④	根拠条項	第44条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>(任意解散の手続)</p> <p>第44条 宗教法人は、前条第一項の規定による解散をしようとするときは、第二項及び第三項の規定による手続をした後、その解散について所轄庁の認証を受けなければならない。</p> <p>2 宗教法人は、前条第一項の規定による解散をしようとするときは、規則で定めるところ(規則に別段の定がないときは、第十九条の規定)による外、信者その他の利害関係人に対し、解散に意見があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告しなければならない。</p> <p>3 宗教法人は、信者その他の利害関係人が前項の期間内にその意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、その解散の手続を進めるかどうかについて再検討しなければならない。</p>
⑦	審査基準	<p>・宗教法人の規則等の認証に関する審査基準(留意事項) (平成6.10.1施行)</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	文教課 宗教法人・文化財担当(075-414-4521)
⑬	備考	